

諮問番号：諮問第91号－1外4件

答申番号：答申第91号－1外4件

答申書

第1 審査会の結論

飯塚市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおり。

- (1) 本件処分は、私の厳しい暮らしの実態を十分に調査、検討されないまま出された保護決定処分であり、日本国憲法（以下「憲法」という。）第25条と法に違反する違憲、違法な処分である。
- (2) 親族の冠婚葬祭にさえ出席できなく成っている。本を買うこともできず、ましてや趣味に金銭をまわすことなど到底できない生活を送っている。
- (3) 本件処分は、平成25年8月から続けられてきた政府の生活保護費削減政策を前提に実行された「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）改定に基づくものであり、憲法第25条と法第3条「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持できるものでなければならない」に明確に違反する処分である。
- (4) 本件処分は、職権による保護変更であるので、書面による通知及び当該書面の通知による理由の通知が必要であり、また、不利益処分であるので、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条によっても名宛人である審査請求人に対する理由の提示が求められている。本件処分で審査請求人に通知した変更決定通知書には概ね基準改定としか記載されておらず、これらの記載のみで保護変更処分がいかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用してなされたのかを知ることは困難である。

したがって、本件処分は十分な理由付記を欠く点において、法第25条第4項及び行政手続法第14条に違反して、違法である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法及び法の委任を受け定められた保護基準に沿って適法かつ妥当に行われたものである。よって、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

1 保護基準自体の適法性について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定及び厚生労働大臣の合目的裁量に保護基準の設定を委ねる法の趣旨により、審査庁は、法及びその委任に基づき制定された保護基準自体の適否及び当否を判断する権限を有していないため、その判断をすることはできない。

したがって、保護基準は適法なものとして、以下判断する。

2 本件処分に係る生活保護費支給額の算定

審査請求人世帯に係る平成30年10月分の生活保護費支給額の算定に誤りはない。

3 本件処分に係る生活保護費支給額の算定は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われており、違法又は不当な点はない。

4 理由の付記について

保護変更決定通知書に記載された理由は、法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、行政手続法第14条第1項及び法第25条第2項において準用する法第24条第4項に違反しているとは認められない。

5 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は1～5に示すように理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年6月16日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和2年9月15日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件処分的前提である保護基準が法に反すると主張するが、保護基準は法第8条の規定による委任立法であるから、委任した法との関係において一見明白かつ重大な瑕疵がない限り、当該委任立法をそのまま適用すべきものと解するのが相当であり、そのような瑕疵が存在しない以上、当審査会では、保護基準の法適合性について合理的なものとして扱う。

また、審査請求人は、保護基準が改定されたことに伴い行われた本件処分は違法又は不当であると主張しているが、法に基づく生活保護の実施に係る事務は地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9号に規定する法定受託事務であるところ、本件処分は法令や国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、この点についての処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は、本件処分の変更決定通知書に記載された理由は、理由付記としては不十分なものであり、行政手続法第14条第1項及び法第25条第2項において準用する法第24条第4項に違反して違法であると主張しているため、この点を検討する。

行政手続法及びその他の法律が処分について理由の提示又は付記を求めているのは、それにより行政庁の判断を慎重かつ合理的なものとするとともに、審査請求人等に対し争訟の便宜を与える趣旨である。保護の開始又は変更の決定は、個別具体的には、法第8条において予定する厚生労働大臣の定める基準（保護基準）に基づいて行われるものであるが、審査請求人は、本件処分の変更決定通知書の理由としては概ね基準改定としか記載されておらず、付記された理由からはいかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して（本件決定が）出されたのかを知ることは困難であるから、理由付記の不備があると主張する。

しかし、処分庁としては、保護基準が改定されればそれに従って各保護決定の内容の見直しを行わなければならないところ、本件処分は、審査請求人に係る事実関係を基にの状況について新たな事実認定を行った上で保護の内容を変更するものではなく、従前の事実について改定後の保護基準を適用して保護の内容を変更するものであり、保護基

準の改定内容は処分に先立って告示されていること、また一件記録によれば、保護基準の改定内容について処分庁に所属するケースワーカーがその担当する相手方に対して口頭で説明していること等を考慮すると、個別の処分についてその算定過程を書面により処分の相手方に示すことが必要不可欠であったとまではいうことができない。すなわち処分庁は、改定された保護基準をそのまま適用して本件変更決定を行ったものであって、当該変更決定通知書の付記理由が、理由付記により期待される恣意抑制機能の観点から不十分であるということとはできない。また審査請求人は、処分庁の上記対応に照らし、本件処分が改定された保護基準を適用した結果である旨を理解できるはずであるから、その付記理由は審査請求人に対して争訟の便宜を与えるには不十分であるとするともできない。

したがって、本件処分の変更決定通知書に記載された理由は、理由付記としては不十分なものであり、行政手続法第14条第1項及び法第25条第2項において準用する法第24条第4項に違反して違法であるとする審査請求人の主張は認めることができない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志
委員 牛島 加代
委員 中野 哲之